**○内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、令第二号**

中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十八号）の施行に伴い、中小企業等経営強化法第四十条第一項に規定する事業分野別経営力向上推進業務を行う者の認定等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年九月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　高市　早苗
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉

中小企業等経営強化法第四十条第一項に規定する事業分野別経営力向上推進業務を行う者の認定等に関する命令の一部を改正する命令

中小企業等経営強化法第四十条第一項に規定する事業分野別経営力向上推進業務を行う者の認定等に関する命令（平成二十八年厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、内閣府、総務省、財務省、令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 中小企業等経営強化法第三十九条第一項に規定する事業分野別経営力向上推進業務を行う者の認定等に関する命令<br>（認定事業分野別経営力向上推進機関）<br>**第一条**　主務大臣は、中小企業等経営強化法（以下「法」という。）第三十九条第一項の認定の申請をした者が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合していると認めるときは、同項の規定による認定を行うものとする。<br>一・二　［略］<br>2　法第三十九条第三項の規定により同条第一項の認定を受けようとする者は、様式第一による申請書に、法第四十二条において準用する法第三十二条各号に該当しないことを証する書類及び前項第二号ロに掲げる要件に適合することを証する書類を添付して、主務大臣に提出しなければならない。<br>3　［略］<br>（名称等の変更の届出）<br>**第二条**　認定事業分野別経営力向上推進機関は、法第三十九条第四項の規定による届出をするときは、様式第二による届出書を主務大臣に提出しなければならない。ただし、事業分野別経営力向上推進業務の実施に支障がないと認められるときは、当該届出書の提出に代えて、適当と認められる方法により届け出ることができる。<br>（軽微な変更）<br>**第三条**　法第三十九条第四項の主務省令で定める軽微な変更は、事業分野別経営力向上推進業務の統括責任者又は当該統括責任者を補佐する者以外の者の変更とする。<br>（心身の故障により事業分野別経営力向上推進業務を適正に行うことができない者）<br>**第四条**　法第四十二条において読み替えて準用する法第三十二条第三号の主務省令で定める者は、精神の機能の障害により事業分野別経営力向上推進業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。<br>（心身障害の届出）<br>**第四条の二**　［略］<br>（認定の更新）<br>**第五条**　認定事業分野別経営力向上推進機関は、法第四十二条において準用する法第三十三条第一項の規定による認定の更新を受けようとするときは、現に受けている認定の有効期間が満了する日の三十日前までに、様式第三による更新申請書に法第四十二条において準用する法第三十三条第二項 | 中小企業等経営強化法第四十条第一項に規定する事業分野別経営力向上推進業務を行う者の認定等に関する命令<br>（認定事業分野別経営力向上推進機関）<br>**第一条**　主務大臣は、中小企業等経営強化法（以下「法」という。）第四十条第一項の認定の申請をした者が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合していると認めるときは、同項の規定による認定を行うものとする。<br>一・二　［略］<br>2　法第四十条第三項の規定により同条第一項の認定を受けようとする者は、様式第一による申請書に、法第四十三条において準用する法第三十三条各号に該当しないことを証する書類及び前項第二号ロに掲げる要件に適合することを証する書類を添付して、主務大臣に提出しなければならない。<br>3　［略］<br>（名称等の変更の届出）<br>**第二条**　認定事業分野別経営力向上推進機関は、法第四十条第四項の規定による届出をするときは、様式第二による届出書を主務大臣に提出しなければならない。ただし、事業分野別経営力向上推進業務の実施に支障がないと認められるときは、当該届出書の提出に代えて、適当と認められる方法により届け出ることができる。<br>（軽微な変更）<br>**第三条**　法第四十条第四項の主務省令で定める軽微な変更は、事業分野別経営力向上推進業務の統括責任者又は当該統括責任者を補佐する者以外の者の変更とする。<br>（心身の故障により事業分野別経営力向上推進業務を適正に行うことができない者）<br>**第四条**　法第四十三条において読み替えて準用する法第三十三条第三号の主務省令で定める者は、精神の機能の障害により事業分野別経営力向上推進業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。<br>（長期休養及び心身障害の届出）<br>**第四条の二**　［略］<br>（認定の更新）<br>**第五条**　認定事業分野別経営力向上推進機関は、法第四十三条において準用する法第三十四条第一項の規定による認定の更新を受けようとするときは、現に受けている認定の有効期間が満了する日の三十日前までに、様式第三による更新申請書に法第四十三条において準用する法第三十四条第二項 |